

(別紙)補助対象事業・補助率・上限額など

## 1 産業元気づくり事業補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
新種・新製品開発、在来種・既製品の改良に関する事業	新種・新製品開発、在来種・既製品の改良による付加価値を高める事業	<p>専門家の指導を受ける経費 謝金、旅費(食糧費、接待費等は除く)、会場借料 試作・改良に係る経費 原材料費、借損料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費 先進地視察に係る補助対象経費はバス借上代に限り、補助金の上限は50千円とする。</p>	2分の1	500千円	3年限度
初期段階の販売促進に関する事業	開発・改良初期の販路の開拓、販売の促進に向けた事業	<p>展示会等出展費 会場借料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、雑役務費、借損料 その他の経費 市長が特に必要と認める経費</p>	2分の1	500千円	3年限度
地域ブランドの構築に関する事業	研究会の設置や知的財産権の取得等に向けた事業	<p>専門家の指導を受ける経費 謝金、旅費(食糧費、接待費等は除く)、会場借料 知的財産権取得経費 特許権、実用新案権の取得、意匠・商標登録手数料、弁理士謝金・旅費、手数料 その他の経費 市長が特に必要と認める経費 先進地視察に係る補助対象経費はバス借上代に限り、補助金の上限は50千円とする。</p>	2分の1	500千円	3年限度

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
産学官・異業種連携による事業	大学、試験研究機関、異業種等との連携、共同開発等による新産業創出に関する事業	専門家の指導を受ける経費 謝金、旅費(食糧費、接待費等は除く)、大学等への研究協力に係る経費、会場借料 研究開発に係る経費 調査研究費、原材料費、借損料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費 先進地視察に係る補助対象経費はバス借上代に限り、補助金の上限は50千円とする。	2分の1	500千円	3年限度

参考事例

伝統的工芸品の新商品開発と販路拡大、町屋の人形さま巡り(観光資源)をターゲットとした新製品菓子の開発など。

(別紙)補助対象事業・補助率・上限額など

## 2 産業見本市等出展事業補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
産業見本市等への出展事業	取引先の新規開拓や広域的な受発注機会を確保するため、市外で開催される産業見本市等への出展事業	出展小間料、小間装飾料、製品運送料、基本工事料、電気水道料	2分の1	300千円	・助成は同一年度において1回とし、同一事業所への助成は3年を限度とする。 ・出展会場で販売行為をする場合は助成対象外。

(別紙)補助対象事業・補助率・上限額など

### 3 産業人材育成支援事業補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
人材育成事業	市内産業の振興を図るための人材育成支援事業	研修機関の受講料	2分の1	10千円	1企業2人以内。 1人1万円限度

研修機関

・中小企業大学校三条校(受講料15,000円～285,000円)

(別紙)補助対象事業・補助率・上限額など

#### 4 商店街賑わい創出支援事業補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
販売促進事業	一店逸品運動、ポイントカードなど商店街の販売を促進する新規事業	専門家の指導を受ける経費 謝金、旅費 事業費 会場借料、印刷製本費、調査研究費、コンサルタント費、委託費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費	2分の1	300千円	3年限度
空き店舗活用賑わい支援事業	商店街等の空き店舗を賃借してチャレンジショップ等に利用する事業	空き店舗活用に係る経費 賃借料(補助対象は共益費を含み1か月50千円かつ36か月間を限度とする)、内装及び外装工事費(過度の装飾費を除く)、設備費(商品陳列に係るものを除く)、光熱水費、借損料、印刷製本費、広告宣伝費、雑役務費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費	2分の1	300千円	3年限度
観光事業と連携した誘客促進事業	観光事業や商店街に存在する地域資源を活用し、誘客を図る事業	事業費 謝金、会場借料、会場整備費、印刷製本費、借損料、地域資源にかかる改良費、原材料費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費	2分の1	300千円	3年限度
賑わい創出事業	商店街の活性化を図るために行うイベントその他創意工夫を凝らした事業	事業費 謝金、会場借料、会場整備費、印刷製本費、借損料、原材料費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費	2分の1	300千円	3年限度
研修調査事業	商店街の活性化を図るために必要なもので、研修会等の事業	専門家の指導を受ける経費 謝金、旅費 事業費 会場借料、借損料、印刷製本費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費 先進地視察に係る補助対象経費はバス借上代に限り、補助金の上限は50千円とする。	2分の1	100千円	3年限度
国・県の補助事業	商店街の活性化を図るために設けられた国県補助事業で、市の補助が補助対象要件となっている補助事業。	国県で定める補助対象経費	国県の条件による	国県の条件による	

(別紙)補助対象事業・補助率・上限額など

## 5 商店街環境整備事業補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
装飾街路灯の整備事業	街路灯の新設及び修理	<p>新設にかかる費用(建替え含む) 1基当たりの補助金の上限は、10万円とし、原則として10基以上の設置とする。 修繕にかかる経費 修繕は、照明器具全体又は支柱の取替え、補強、塗装等とする。原則として、修繕費は10万円以上のものを対象とする。 その他の経費 市長が特に必要と認める経費 撤去又は処理費は対象外とする。</p>	2分の1	1,500千円	1年限度
特殊舗装の整備事業	カラー舗装及びインターロッキングブロック舗装の設置	<p>設置にかかる費用 整備面積1平方メートル当たりの補助金の上限は、5,000円とする。 その他の経費 市長が特に必要と認める経費 撤去又は処理費は対象外とする。</p>	2分の1	1,000千円	1年限度
国・県の補助事業	商店街の環境整備をするための国県補助事業で、市の補助が補助対象要件となっている補助事業	国県で定める補助対象経費	国県の条件による	国県の条件による	

(別紙)補助対象事業・補助率・上限額など

## 6 観光イベント支援補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	上限額	備考
地区観光イベント事業	地域の特色ある観光資源を活用した新規イベント事業	事業費 謝金、旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、借損料、地域資源にかかる改良費、原材料費 その他の経費 市長が特に必要と認める経費	2分の1	500千円	2年限度